

遊漁者の皆様へ

遊漁規則令和6年度から変更（流しガリ）

遊漁規則の変更が10年に1回あり、上村川・飯田洞川・明智川・吉田川・高波川は流しガリをやってもよかったですが令和6年度より、流しガリで切れた針が釣りをされている方、子供達が河川に入って遊ぶと事故になったことがあり、中止とさせて頂きました。

根羽川・矢作川・明智川の共同漁場なら組合員ならできるようになっております。組合員も上村川・飯田洞川・明智川・吉田川・高波川についても流しガリはできませんので宜しくお願いします。

今漁業の方法としては、竿釣り、餌釣、毛針釣は全川、友釣りのおとり鮎を使用も全川・ルアー釣りも全川、リール使用とルアー釣り（アユイング）については、明智川・吉田川・高波川（鮎解禁日～）となりますので宜しくお願いします。

岐阜県矢作川漁業協同組合